

IV 推進体制について

1. 計画の推進体制と管理

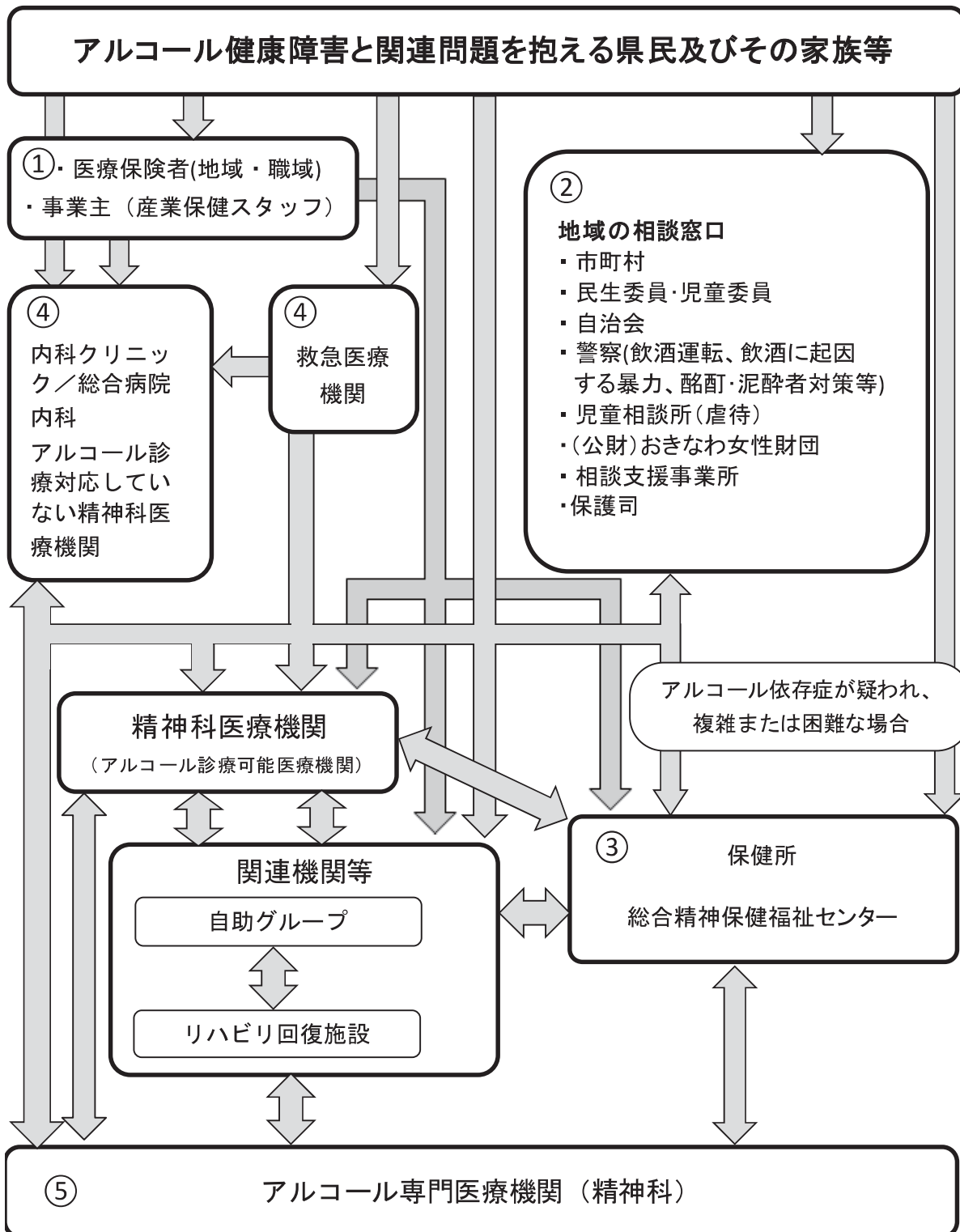
(1) アルコール健康障害対策の推進にあたっては、アルコール関連問題に関する施策との連携が図られるよう関係機関・団体等で構成する会議を設置し、推進計画の取組を推進します。

(2) 推進計画の推進にあたっては、アルコール対策に関わる関係機関、団体等との連携を図りながら取り組みます。

推進計画の着実な推進を図るため、企画（P l a n）・実施（D o）・評価（C h e c k）・改善（A c t i o n）のPDCAサイクルによって、計画の進行状況を把握し、適切な進捗管理及び改善等見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行います。

2 沖縄県関係機関及び各相談支援機関・組織等の役割

(1) アルコール関連問題に係る関係機関の連携のフロー図



※地域相談拠点及び拠点となる専門医療機関については計画期間中の整備を目指します

(注) 図中の①～⑤については以下の通り

- ① 医療保険者は、健康診断などで飲酒習慣を把握し、アルコール依存症に至っていない問題飲酒者に対しては減酒支援を行い、アルコール依存症が疑われる者に対しては、アルコール依存症の

診療を行っている精神科医療機関、沖縄県立総合精神保健福祉センター及び保健所、断酒会等の自助グループを紹介します。

- ② 地域の相談窓口では、アルコール依存症の治療や回復支援を行う医療機関、自助グループや回復支援施設等の情報を把握し、AUDITを実施するなどにより、本人の状況に応じた適切な機関（相談、治療、回復支援）へつなぎます。
- ③ 沖縄県立総合精神保健福祉センター及び保健所は、アルコール依存症が疑われる者のうち複雑または困難なケースの相談に対応します。
- ④ 一般内科（総合病院、クリニック）及びアルコール依存症の診療を行っていない一般精神科、救急医療機関は、患者にアルコール依存症が疑われる場合、アルコール依存症の診療を行っている精神科医療機関、沖縄県立総合精神保健福祉センター及び保健所、断酒会等の自助グループを紹介します。
- ⑤ アルコール専門医療機関（精神科）は、内科クリニック、総合病院内科、精神科医療機関、保健所、関連機関において AUDIT 等の判定でアルコール依存症が疑われる者のうち、より専門的な治療を必要とする者に対応します。

